

仙台市消防局訓令第五号

仙台市消防吏員服装規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

仙台市消防局長 千葉弘樹

仙台市消防吏員服装規程の一部を改正する訓令

仙台市消防吏員服装規程（平成二年仙台市消防局訓令第七号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後																				
<p>（着用の基準）</p> <p>第四条 次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げる服装を着用するものとする。</p> <p>一 次号から第六号までに掲げる場合以外の場合 常装</p> <p>二 次号及び第四号に掲げる場合以外の場合で、消防訓練、各種作業等に従事し、又は待機をするとき 活動服装</p> <p>三 救急隊員が救急隊員としての勤務に従事する場合 救急服装</p> <p>四 特別機動救助隊員が特別機動救助隊員としての勤務に従事する場合、特別消防隊員が特別消防隊員としての勤務に従事する場合及び消防航空隊員（<u>警防部消防航空隊長</u>（以下「隊長」という。）<u>、</u>操縦士又は整備士である職員を除く。）が消防航空隊員としての勤務に従事する場合 救助服装</p> <p>五 消火活動又は災害時における消火活動以外の消防活動若しくは消防訓練で所属長（消防署長又は消防局の課長（隊長を含む。）をいう。以下同じ。）が必要と認めるものに従事する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 防火服装</p> <p>六 消防航空隊員（隊長<u>、</u>操縦士又は整備士である隊員に限る。）が消防航空隊員としての勤務に従事する場合 航空服装</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所属長が勤務の形態又は職務の性質に照らし適当と認める場合は、同項各号の服装によらないことができる。</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">服装の種類</th> <th style="text-align: center;">着用品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男子常装（冬用）</td> <td>男子冬帽、男子冬服、ワイシャツ、ネクタイ、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、靴（作業用）、防寒服、防寒ジャンパー及び手袋（礼式用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。</td> </tr> <tr> <td>女子常装（冬用）</td> <td>女子冬帽、女子冬服、ブラウス、ネクタイ、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、靴（作業用）、オーバーコート、防寒ジャンパー及び手袋（礼式用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。</td> </tr> <tr> <td>男子常装（夏用）</td> <td>男子盛夏帽、男子盛夏服、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、靴（作業用）及び手袋（礼式用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。</td> </tr> <tr> <td>女子常装（夏用）</td> <td>女子盛夏帽、女子盛夏服、ベルト（制服用）</td> </tr> </tbody> </table>	服装の種類	着用品目	男子常装（冬用）	男子冬帽、男子冬服、ワイシャツ、ネクタイ、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、靴（作業用）、防寒服、防寒ジャンパー及び手袋（礼式用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。	女子常装（冬用）	女子冬帽、女子冬服、ブラウス、ネクタイ、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、靴（作業用）、オーバーコート、防寒ジャンパー及び手袋（礼式用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。	男子常装（夏用）	男子盛夏帽、男子盛夏服、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、靴（作業用）及び手袋（礼式用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。	女子常装（夏用）	女子盛夏帽、女子盛夏服、ベルト（制服用）	<p>（着用の基準）</p> <p>第四条 次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に掲げる服装を着用するものとする。</p> <p>一 次号から第六号までに掲げる場合以外の場合 常装</p> <p>二 次号及び第四号に掲げる場合以外の場合で、消防訓練、各種作業等に従事し、又は待機をするとき 活動服装</p> <p>三 救急隊員が救急隊員としての勤務に従事する場合 救急服装</p> <p>四 特別機動救助隊員が特別機動救助隊員としての勤務に従事する場合、特別消防隊員が特別消防隊員としての勤務に従事する場合及び消防航空隊員（<u>警防部消防航空隊の隊長</u>（以下「隊長」という。）<u>、副隊長</u>（以下「副隊長」という。）<u>、</u>操縦士又は整備士である職員を除く。）が消防航空隊員としての勤務に従事する場合 救助服装</p> <p>五 消火活動又は災害時における消火活動以外の消防活動若しくは消防訓練で所属長（消防署長又は消防局の課長（隊長を含む。）をいう。以下同じ。）が必要と認めるものに従事する場合（第三号に掲げる場合を除く。） 防火服装</p> <p>六 消防航空隊員（隊長、<u>副隊長</u>、操縦士又は整備士である隊員に限る。）が消防航空隊員としての勤務に従事する場合 航空服装</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、所属長が勤務の形態又は職務の性質に照らし適当と認める場合は、同項各号の服装によらないことができる。</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">服装の種類</th> <th style="text-align: center;">着用品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常装（冬用）</td> <td>冬帽、冬服、ワイシャツ、ネクタイ、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、<u>防寒ジャンパー、手袋（礼式用）</u>及び靴（作業用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常装（夏用）</td> <td>盛夏帽、盛夏服、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、<u>手袋（礼式用）</u>及び靴（作業用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。</td> </tr> <tr> <td>[削る]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	服装の種類	着用品目	常装（冬用）	冬帽、冬服、ワイシャツ、ネクタイ、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、 <u>防寒ジャンパー、手袋（礼式用）</u> 及び靴（作業用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。	[削る]		常装（夏用）	盛夏帽、盛夏服、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、 <u>手袋（礼式用）</u> 及び靴（作業用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。	[削る]	
服装の種類	着用品目																				
男子常装（冬用）	男子冬帽、男子冬服、ワイシャツ、ネクタイ、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、靴（作業用）、防寒服、防寒ジャンパー及び手袋（礼式用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。																				
女子常装（冬用）	女子冬帽、女子冬服、ブラウス、ネクタイ、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、靴（作業用）、オーバーコート、防寒ジャンパー及び手袋（礼式用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。																				
男子常装（夏用）	男子盛夏帽、男子盛夏服、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、靴（作業用）及び手袋（礼式用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。																				
女子常装（夏用）	女子盛夏帽、女子盛夏服、ベルト（制服用）																				
服装の種類	着用品目																				
常装（冬用）	冬帽、冬服、ワイシャツ、ネクタイ、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、 <u>防寒ジャンパー、手袋（礼式用）</u> 及び靴（作業用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。																				
[削る]																					
常装（夏用）	盛夏帽、盛夏服、ベルト（制服用）及び靴（執務用）を標準着用品目とし、業務帽、 <u>手袋（礼式用）</u> 及び靴（作業用）は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。																				
[削る]																					

	及び靴(執務用)を標準着用品目とし、業務帽、靴(作業用)及び手袋(礼式用)は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
活動服装	業務帽、活動服、ベルト(活動用)、手袋(作業用)及び靴(作業用)を標準着用品目とし、靴(執務用)、保安帽、靴(消火活動用)、防火衣、防寒ジャンパー及び雨衣は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
救急服装(冬用)	業務帽、冬救急服、ベルト(活動用)及び靴(救急用)を標準着用品目とし、靴(執務用)、保安帽、防寒ジャンパー及び雨衣は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
救急服装(夏用)	業務帽、盛夏救急服、ベルト(活動用)及び靴(救急用)を標準着用品目とし、靴(執務用)、保安帽及び雨衣は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
救助服装	業務帽、救助服、ベルト(活動用)、手袋(作業用)及び靴(作業用)を標準着用品目とし、保安帽、防火衣、防寒ジャンパー、手袋(消火活動用)及び雨衣は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
防火服装	防火帽、防火衣、手袋(消火活動用)及び靴(消火活動用)を標準着用品目とし、業務帽、保安帽、手袋(作業用)及び靴(作業用)は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
航空服装(冬用)	業務帽、冬航空服、ベルト(活動用)及び靴(航空用)を標準着用品目とし、保安帽、防寒ジャンパー、靴(作業用)、手袋(作業用)及び雨衣は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
航空服装(夏用)	業務帽、盛夏航空服、ベルト(活動用)及び靴(航空用)を標準着用品目とし、保安帽、靴(作業用)、手袋(作業用)及び雨衣は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。

別表第二 (第五条関係)

品目	着用期間
男子冬帽・女子冬帽	十月一日から翌年の五月三十一日まで
男子盛夏帽・女子盛夏帽	六月一日から九月三十日まで
男子冬服・女子冬服	十月一日から翌年の五月三十一日まで
男子盛夏服・女子盛夏服	六月一日から九月三十日まで
冬救急服	十月一日から翌年の五月三十一日まで
盛夏救急服	六月一日から九月三十日まで

活動服装	業務帽、活動服、手袋(作業用)、ベルト(活動用)及び靴(作業用)を標準着用品目とし、保安帽、防火衣、防寒ジャンパー、雨衣、ポロシャツ、靴(執務用)及び靴(消火活動用)は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
救急服装	業務帽、救急服、ベルト(活動用)及び靴(救急用)を標準着用品目とし、保安帽、防寒ジャンパー、雨衣、ポロシャツ及び靴(執務用)は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
	[削る]
救助服装	業務帽、救助服、手袋(作業用)、ベルト(活動用)及び靴(作業用)を標準着用品目とし、保安帽、防火衣、防寒ジャンパー、雨衣、ポロシャツ及び手袋(消火活動用)は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
防火服装	防火帽、防火衣、手袋(消火活動用)及び靴(消火活動用)を標準着用品目とし、業務帽、保安帽、手袋(作業用)及び靴(作業用)は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
航空服装	業務帽、航空服、ベルト(活動用)及び靴(航空用)を標準着用品目とし、保安帽、防寒ジャンパー、雨衣、ポロシャツ、手袋(作業用)及び靴(作業用)は、所属長の指示により標準着用品目に代えて着用できる。
	[削る]

別表第二 (第五条関係)

品目	着用期間
冬帽・冬服・防寒ジャンパー	十月一日から翌年の五月三十一日まで
盛夏帽・盛夏服・救急服(上衣半袖)・航空服(上衣半袖)・ポロシャツ	六月一日から九月三十日まで
	[削る]
	[削る]
	[削る]
	[削る]

冬航空服	十月一日から翌年の五月三十一日まで	[削る]
盛夏航空服	六月一日から九月三十日まで	[削る]
防寒服・オーバーコート・防寒ジャンパー	十月一日から翌年の五月三十一日まで	[削る]

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別表第一の規定による冬救急服及び盛夏救急服は、改正後の別表第一の規定にかかわらず、令和十二年三月三十一日まで
の間、なおこれを使用することができる。

(消防局総務部管理課)